

倉敷市取付ます設置基準

令和 7 年 4 月

倉敷市環境局下水道部

発行・改定履歴

平成 元年 1月18日 発行

平成 8年 7月26日 改定（設置申請書の作成）

平成12年 7月10日 改定（1,000㎡を超える開発行為への対応の追加）

平成14年 4月 1日 改定（楕円マンホール設置を取付ますとして設置可）

平成15年 9月30日 改定（深さ基準及び設置申請書の改訂）

平成20年 1月22日 改定（取付ます不設置を取り扱う「3年ルール」の追加）

令和 7年 4月28日 改定（設置費負担の改定、市街化調整区域の取り扱いの設定、他）

1. 取付ますの設置位置

取付ますの設置位置は官民境界付近であって、維持管理に支障なく公共下水道本管に近いところで、申請者の希望する位置とするが、原則として官民境界より1 m以内の民地内とする。しかし、申請者の希望する位置が、地下埋設物、建物の構造、宅地と公道との位置関係等から技術的、経済的に困難であると判断され、ほかに設置する場所がある場合は市と申請者が協議し、位置を変更することができる。

また、民地内に取付ますを設置する場所がない場合や、民地内に取付ますを設置することが技術的、経済的に困難であると判断される場合は市と申請者が協議し、公道上に設置することができる。

なお、特定事業場のうち直罰適用事業場の取付ますは、事業場排水を常時採取可能とするため、公道上に設置することとする。

2. 取付ますの設置個数の基準

2-1 設置個数の原則

管理負担の過剰な増加を抑制するため、取付ますの設置個数は原則として1戸につき1個とする。この場合の1戸とは便所、炊事場を備え独立の生計が可能な建物1棟をいう。ただし、申請者と市が協議し、必要と認めたものに限り2個以上設置することができる。

賃貸による集合住宅（アパート、マンション、長屋等）は、各戸又は各部屋で独立した生計が可能であっても、同一の権利者の所有による住宅は1棟を1戸とみなす。分譲による集合住宅でそれぞれの権利者が各戸で異なる場合は、市が認める場合、権利者ごとに1戸とみなすことができる。ただし、分譲マンションは設置個数が過剰となるため、この限りではない。

なお、建築基準法の規定により取付ますが必要である場合は、本基準で定める個数以上であっても設置することができる。ただし、その要否については倉敷市建築指導課の判断によるものとする。

2-2 建物、敷地の形態（構造）による取付ますの設置個数の基準

(1) 1敷地に1戸の建物

持家、借家、借地に関係なく1戸につき1個とする。

(2) 1敷地に数戸の建物がある場合

権利者の数にかかわらず、1戸につき1個設置できる。ただし、離れ、物置、住居と併設された店舗及び作業所など、独立の生計が営めない建物は1戸とみなさない。

なお、このように1敷地に数戸の建物がある場合は共同使用の方が合理的である場合が多いので、できるだけ共同使用を図り、むやみに1戸につき1個を設置しないようにすること。

(3) 店舗、作業所及び事業所

1敷地内に店舗、作業所、事業所だけがある場合、1戸につき1個とする。ただし、店舗、作業所、事業所と併設された建物及び貸店舗数戸が1棟となっているものについては、1棟を1戸とみなす。

(4) 開発行為(※)

『開発行為による下水道排水施設の指導指針』による。

(5) 開発行為(※以外)

公道に面している区画に限り、権利者の数にかかわらず1戸に1個設置することができる。

※ 対象となる開発行為は以下の2つ

- ・都市計画法第29条の許可を必要とする開発行為

→開発許可が必要な開発行為はこれに当たる。

(都市計画法第32条の規定に基づく協議の対象となるもの)

- ・建築基準法第42条第1項第5号の指定を受ける道路、又はこれに類する道路を伴う開発行為

→位置指定道路を伴う開発行為はこれに当たる。また、道路及びこれに埋設された下水道本管を共に市へ移管する場合、この道路を位置指定道路に類するものとする。

(都市計画法第32条の規定に準ずる協議の対象となるもの)

3. 農地、空地等の取り扱い

農地や空地等については原則として取付ますを設置しないが、宅地化の計画のあるものや要望のあるものについては設置できる。ただし、供用開始後の取付ます設置や、設置後の移設、改造及び撤去は申請者の費用負担となるため、取付ますの要否、設置時期について十分検討すること(費用負担の詳細は、「4. 設置費負担」を参照)。

4. 設置費負担

(1) 共 通

取付管及び取付ますの設置費用は、「2. 取付ますの設置個数の基準」において設置可能となるもののうち1個を市が負担し、2個以上設置する場合の設置費用は申請者の負担とする。ただし、以下の(ア)～(オ)いずれかに該当する場合は、全ての取付管及び取付ますの設置費用を**申請者の負担**とする。ただし、申請者負担であっても「2. 取付ますの設置個数の基準」を準拠すること。

※ (イ)、(ウ)については令和7年11月1日より、(エ)、(オ)については令和8年4月1日より適用する。

(ア) 事業計画区域外に取付ますを設置する。

(補足) 事業計画区域外からの排水を目的とする場合、取付ますの設置には、倉敷市下水道条例第23条の規定による公共下水道特別使用許可及び分担金の納付が必要。

(イ) 取付ますの設置が、都市計画法第29条の許可を必要とする開発行為の開発区域からの排水を目的とする。

(補足) 開発許可が必要な開発行為はこれに該当する。(都市計画法第32条の規定に基づく協議の対象となるもの)

(ウ) 取付ますの設置が、建築基準法第42条第1項第5号の指定を受ける道路、又はこれに類する道路を伴う開発行為の開発区域からの排水を目的とする。

(補足) 位置指定道路を伴う開発行為はこれに該当する。また、道路及びこれに埋設された下水道本管を共に市へ移管する場合、この道路を位置指定道路に類するものとする。(都市計画法第32条の規定に準ずる協議の対象となるもの)

(エ) 既に供用開始区域である位置に取付ますを設置する。

(補足) 供用開始区域とは下水道法第9条に基づく供用開始が公示されている区域である。

(オ) 汚水排水の予定がない。

(2) その他の申請者負担

市が設置費を負担する場合の取付ます設置についても、申請者の費用負担による施工は可能である(市の整備期間が待てない等)。

また、取付管及び取付ますの移設、改造及び撤去の費用は、申請者の負担とする。

(3) 市負担の個数制限

「(1) 共通」の他、市負担とする取付管及び取付ますの個数を以下のとおりとする。

※(ア)については令和7年10月31日まで、(イ)については令和7年11月1日より適用する。

(ア) 「4. 設置費負担(1) 共通(ア)～(オ)」のいずれにも該当しない開発行為の場合、1戸に当たり1個を市が負担する。ただし、1戸ごとの敷地に合わせた土地の登記がされていない(分筆がされていない)場合、1つの開発区域につき1個を市が負担する。

(イ) 排水元が自己の居住の用に供する建築物以外の場合、敷地全体に対して1個を市が負担する。ただし、対象の土地全体に既設取付ます(※)が1個でも存在する場合、市負担での追加設置はしない。

※自己の居住の用に供する建築物を排水元とする取付ますは対象外

5. 市街化調整区域の取り扱い

市街化調整区域での取付ます設置の取り扱いは、以下のとおり。

(1) 事業計画区域が市街化区域と市街化調整区域の境界の沿線(図1-A)、
又は市街化調整区域の下水道幹線の沿線に設定されている場合(図1-B)

下記の条件を全て満たす場合に限り、原則として市が設置費用を負担する。

(ア) 「4. 設置費負担」において、市が設置費用を負担するもの。

(イ) 新たに本管及びサービス管を敷設する必要がある。

(補足) 本管が深く、取付管の接合に特殊な工法を必要とする場合は条件を満たさない。
ただし、マンホールへの取付管の接合が可能である場合は条件を満たす。

(ウ) 取付管延長が、12m以内である。

(補足) 取付管の標準内径100mmの120倍を算出根拠としているが、他の内径についても延長条件は変更しない。道路内で取付管を曲折させる場合、点検口を設け、取付管との中心交角を90°以上にすること。取付管の配置は排水先下水道本管の延長施工等に支障のないものとする。

図 1 - A

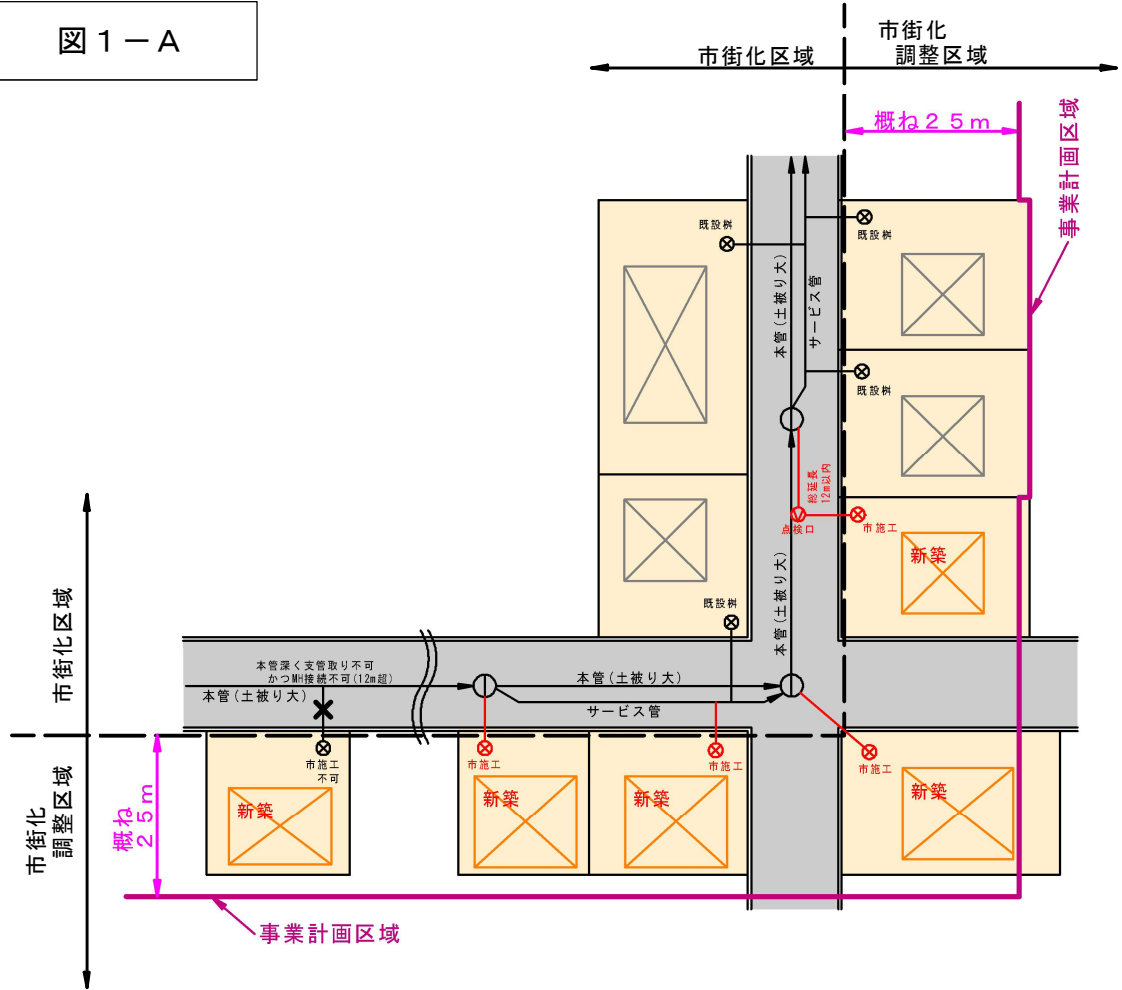
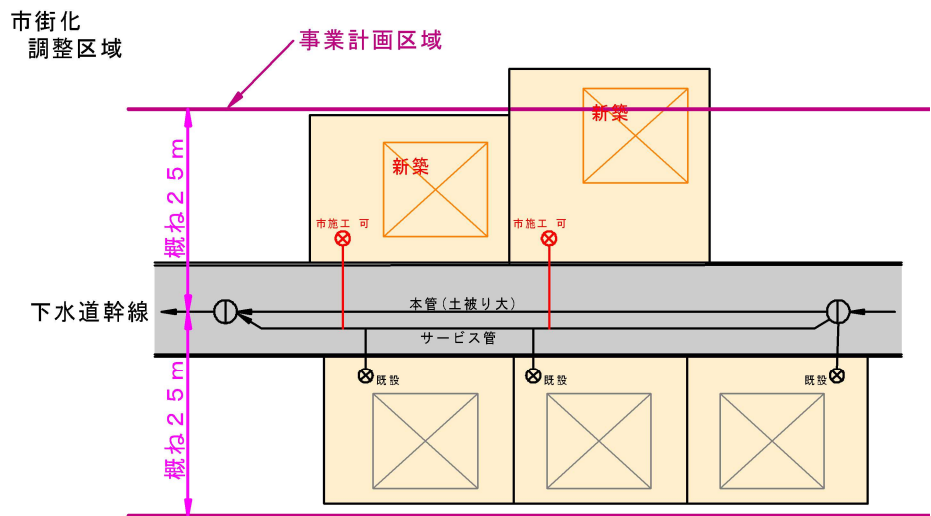
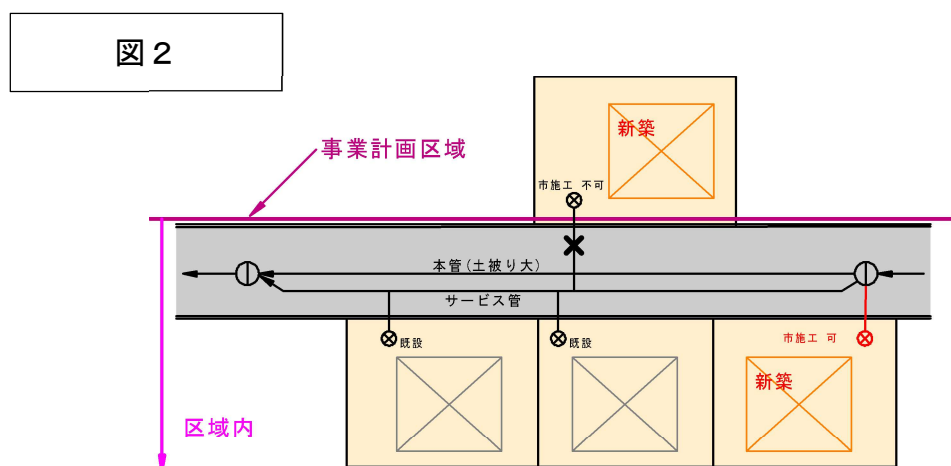


図 1 - B



(2)『(1) 以外』の場合

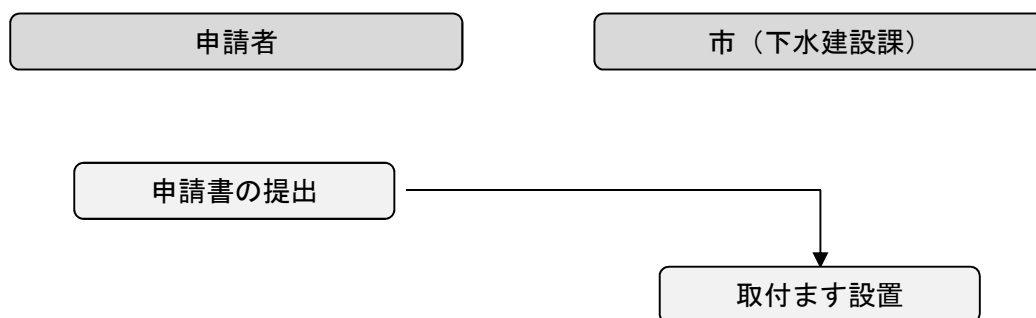
原則として「4. 設置費負担」のとおりとし、必要に応じてサービス管等の敷設も併せて行う。ただし、サービス管等を敷設する前の条件で宅地化が可能な場合に限る。（「サービス管等を設置することで農地転用が可能となる。」等の場合は、取付管及びサービス管等を設置しない。）



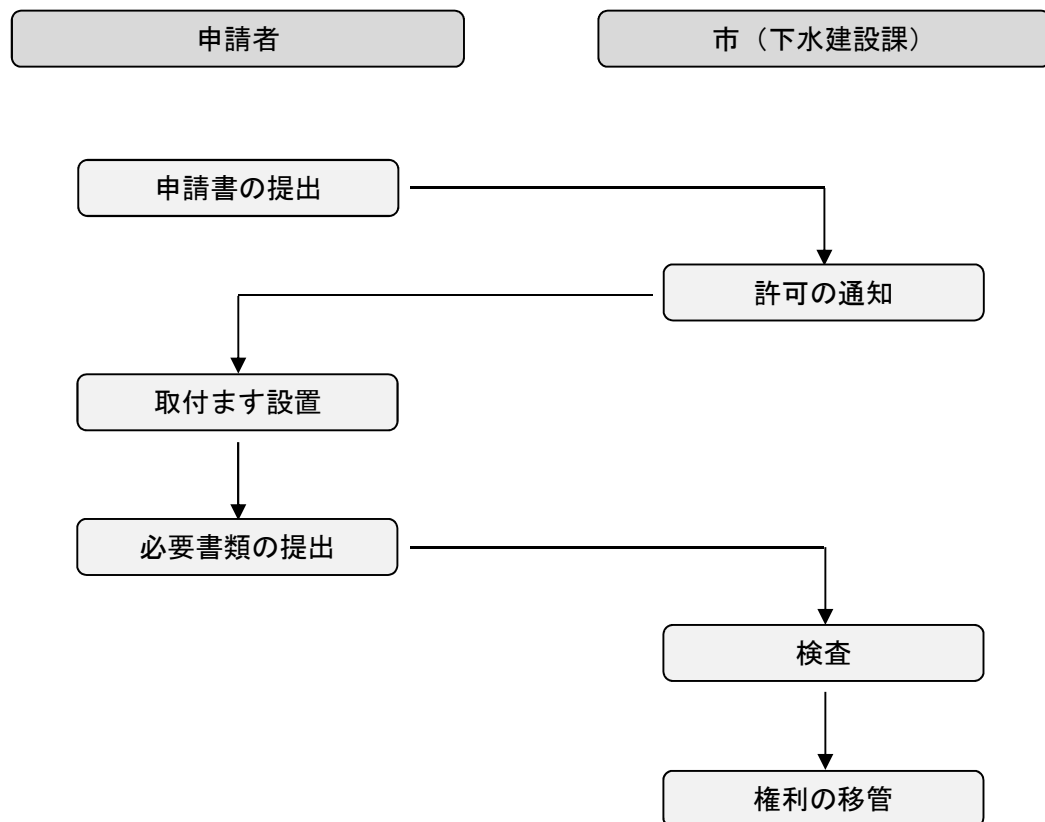
6. 取付ますの設置に必要な手続き

取付ます設置の一般的な手続きの流れは、以下のとおり。ただし、下記は下水道に関するものであり、工事に伴い必要な各種申請（道路使用、道路占用、河川占用等）は別途行うこと。

(1)「4. 設置費負担」において市の費用負担となるもの



(2) 「4. 設置費負担」において申請者の費用負担となるもの



7. 取付ますの移設・改造・撤去に必要な手続き

(1) 申請の要否

下水建設課への申請が必要となる行為は以下のとおり。

- ・ 取付管及び取付ますの高さ、深さ、位置の変更
- ・ 取付管及び取付ますの撤去
- ・ 取付管及び取付ますの自己都合による交換

下水建設課へ申請が不要な行為は以下のとおり。

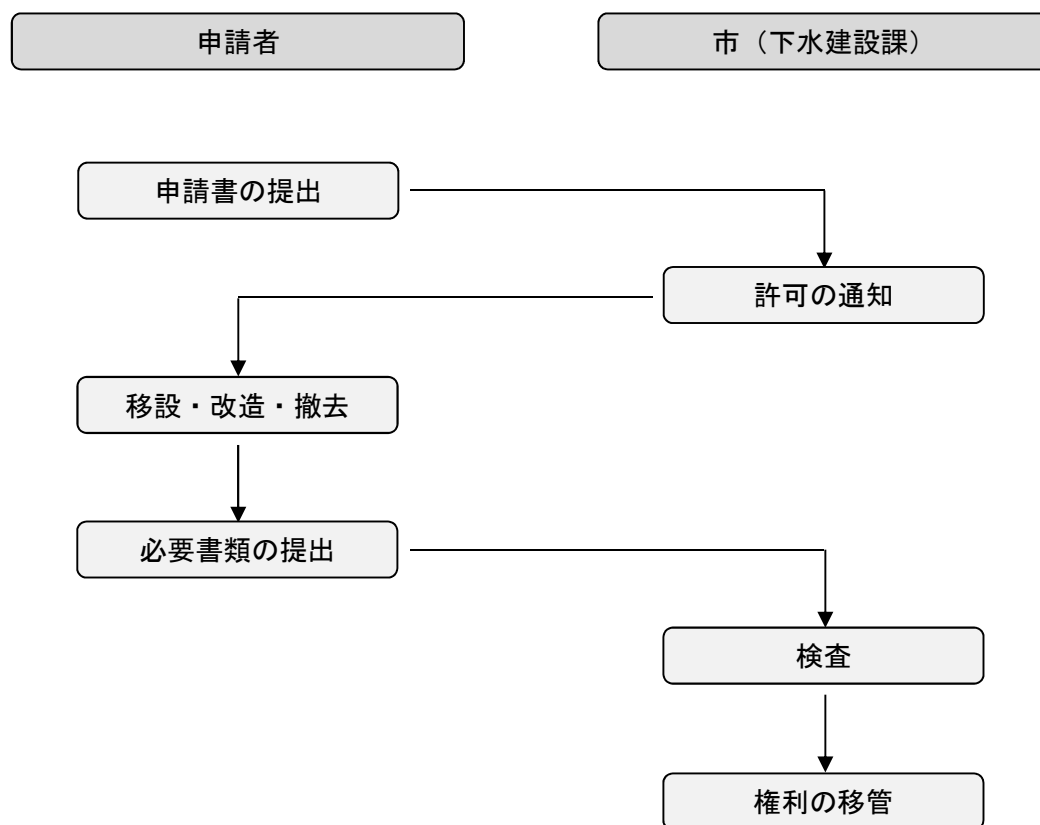
- ・ 取付ますと排水設備の接続

なお、ここにはない行為を行う場合は、下水建設課へ確認すること。

※ただし、排水設備の新設、移設、改造、撤去等を行う場合、手続きの要否について下水普及課へ確認すること。

(2) 手続きのながれ

取付ますの移設等の一般的な手続きの流れは、以下のとおり。ただし、下記は下水道に関するものであり、工事に伴い必要な各種申請（道路使用、道路占用、河川占用等）は別途行うこと。



8. その他

この設置基準で定めるもののほか、取付ますの設置に関し必要な事項は、倉敷市下水道事業管理者が別に定める。

9. 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによる。

(1) 取付ます

汚水を公共下水道の本管に流すために設置する管理用汚水ます。

(2) 取付管

取付ますと下水道本管を接続する排水管。

(3) 排水設備

下水道法第10条に定めるもの。排出される汚水を公共下水道へ流すために敷地内に設置される設備。

(4) 申請者

取付管及び取付ますの設置を希望し、市に申請する者。

(5) 開発行為

「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き 岡山県土木部都市局建築指導課 他」における「開発行為」に当たるもの（土地の区画形質の変更）。該当例は以下のとおり。

区画の変更 （例）水路、道路等を付替える。

道路、河川、水路など公共施設の新設、付替又は廃止により、一団の土地利用形態を物理的に変更すること。なお、単なる分合筆等の権利区画だけの変更はこれに該当しない。

形の変更 （例）盛土などを行う。

一定の基準以上の切土、盛土を行う造成行為。（地盤高変更が30cmを超える、のり起しをする場合で擁壁高が1mを超える等）

質の変更 （例）農地を宅地にする。

宅地以外の土地を宅地又は特定工作物の用に供する土地とする行為。

(6) 開発区域

開発行為（土地の区画形質の変更）を行う区域（必ずしも筆単位ではない）。

(7) 敷地

一体的に使用、所有、開発行為、販売、賃貸等を行う土地の単位。申請者が使用等を行う土地が複数隣接する場合、使用目的が異なっていたとしても、申請者が同一となる場合は隣接する土地全てを一体として1つの敷地とみなす（必ずしも筆単位や所有権判断ではない）。

(8) 事業計画区域

概ね5～7年の間に公共下水道の整備が可能な区域。

(9) 供用開始区域

下水道法第9条に基づく供用開始が公示されている区域。

(10) サービス管

取付管の施工を容易にすることを目的に、下水道本管より浅い位置に設置するもの。既設下水道本管が深く、取付管の施工が困難な場合に設置する。

(11) 権利の移管

取付ます及び取付管の所有権が、申請者から倉敷市に移転すること。

(12) 自己の居住

取付ます設置の申請者が、排水元となる建築物を自らの生活の本拠として使用すること。なお、この場合の申請者は自然人に限り、法人は該当しない。

(13) 自己の業務

取付ます設置の申請者が、排水元となる建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われること。なお、分譲、販売又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成は該当しない。